

平成 2 9 年度第 1 回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	平成 2 9 年 9 月 2 8 日（木）午後 2 時～午後 4 時
場 所	島原市役所 4 階 会議室
委 員	古瀬 寛二 委員（商工会議所副会頭） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 本村 三郎 委員（税理士） 吉田 省三 委員（長崎大学 経済学部非常勤講師） 山下 雄一 委員（弁護士）
市関係出席者	柴崎副市長 《事務局》中村契約管財課長、酒井契約検査班長、荒木主査、井上主査 《工事主管部署》 ▶ 総務課…早稲田班長、松田技師 ▶ 道路課…荒木課長、森班長 ▶ 農林水産課…松田課長、伊藤班長、西川技師、中鶴技師 ▶ 環境課…前田課長、谷口班長 ▶ 社会教育課…松本課長、徳永班長
委員長の選出等	委 員 長 吉田 省三（委員による互選） 職務代理者 古瀬 寛二（委員長の指名）
報告事項	平成 2 8 年度入札執行等について
抽出事案審議	平成 2 8 年度下半期発注工事の審議について
審議対象期間	平成 2 8 年 1 0 月 1 日 ～ 平成 2 9 年 3 月 3 1 日
抽出事案	7 件 ※各委員から 2 件以内で抽出（重複あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

別紙

(1)報告事項 平成28年度入札執行等について	
意見・質問	回 答
工種別平均落札率の中で、造園工事が86.52%と低い。最低制限価格は無かったのか。	80万円から最低制限価格を設定しているが、2件のうち1件が80万円未満の工事であり、落札率が低く、平均落札率に影響があったところである。

別紙

(2)抽出事案審議 平成28年度下半期発注工事の審議について	
審議1 市庁舎建設に伴う下折橋町集合避難施設改修工事	
意見・質問	回 答
直接工事費は設計額に近いにもかかわらず、諸経費を低く見積もることが理解できない。	諸経費率については公表されているのであるが、なぜ、このような額を入札したかは不明である。
2回とも同じメンバーで入札が執行されているが、指名の基準はあるのか。	市の発注基準に基づき指名している。
指名の公平性はどのように担保されているのか。	受注機会拡大の観点から指名回数を考慮している。 原則、総合数値の上位から順番に指名しているが、同じメンバーでの入札にならないように、奇数順位、偶数順位を指名するなど配慮することもある。
業者には、指名数やメンバーなど通知するのか。	指名数等は、指名された業者のみがわかるだけで、入札時に初めて明らかになる。
1回目に最低制限価格ぎりぎりです格になった業者が落札している。 2回目で似た案件を出すと見積が容易でないか。 また、どのような設計変更をしたのか。	1回目が不調であったことから予定価格等の公表はしていない。 1回目、最低制限価格に最も近かった業者が落札しているのは、本件に関する積算能力が高かったためだと考える。 2回目の設計については、数種類の項目、数量の変更を行った。
審議2 上の町上新町線改良工事	
意見・質問	回 答
指名業者は3回とも違うのか。	3回の入札でそれぞれ違う業者7者を指名した。
設計は変えたのか。	2回目は、内容を見直し設計を変更している。3回目は2回目の設計のままである。
「近傍地区」を要件に指名しているが、現在も要件にしているのか。	平成29年4月1日をもって、指名における地域要件は廃止したところである。

審議 3 蓮輪線道路災害復旧工事	
意見・質問	回 答
再度入札で4者が辞退しているが、辞退に理由はあるのか。	理由は示さなくてもよい。
初度入札でも同じか。	同じである。
辞退することで以降の指名に影響が及ぶか。	影響が及ぶことはない。
再度入札で予定価格を上回った者と協議して決定したとはどういうことか。	内規で協議できる範囲を定めており、範囲に入っている業者と個別に協議する。
こういう内規を定める理由は。	近い金額を入札した業者が、協議により予定価格を下回り決定がなされることは、業者、市双方の事務の軽減にもつながることから定めている。
複数の業者が協議できる範囲にある場合はどうするのか。	予定価格に近い業者から順番に協議する。
何に基づく内規か。	契約規則第24条第1項第7号に基づく。
制度があるのはいいことだが、内規ではわかりにくいので、明確にした方がいいのでは。(意見)	
審議 4 古屋地ため池浚渫工事	
意見・質問	回 答
積算ソフトが存在すると聞いたが、そのようなものがあっても超過する金額を入札することがあるのか。	積算ソフトは市場に出回っており、設計に近い金額を入札することができる。なぜ、超過が出るのかはわからない。
他者との差はどこでつけるのか。	業者の考えであり不明である。
協議する範囲には入らないのか。	入るが、協議が不調に終わっている。
ごくわずかな金額であるのになぜ協議が不調に終わったか。	業者が持つ最低ラインぎりぎりであったのではないかと思う。
材料は指定するのか。	指定するものもある。単価も公表してあるものもないものもある。
指名業者の選定で他工事の指名を考慮してあるか。	同日に同工種同ランクの入札をするので、指名を振り分けていることを表現している。

審議 5 三会漁港海岸保全工事（26 工区）	
意見・質問	回 答
見積がしやすい工事で高めの札を入れるというのはどうしてなのか。	見積能力がありながら高く入札するのは、落札する気がないと思われる。
落札する気がなかったら辞退すればいいと思うが。	業者としては、辞退はイメージ的によくないという考えがあるのではないかと思う。
系列会社を考慮してとあるが、「系列会社」とは。	役員が重複している業者は「系列会社」として同じ入札には指名していない。
系列会社の指名基準は何かに定めているか。	市の基準はないが、県の基準を参考にしている。
系列会社の把握はできているのか。	全て把握している。
審議 6 しまばら斎場火葬炉熱交換器取替工事	
意見・質問	回 答
工事する業者が見積もりを出している。金額が適正かどうかの判断はどうしているのか。	共通仮設費などチェックできるところはしているが、専門的で、チェックが困難な部分もある。
類似のものを作っている業者はないのか。	国内に大手の3者あるが、他2者は見積依頼しても応じてもらえない。他者メーカーの設計施工に係る修繕は責任問題の観点からも行っていないとのことである。
見積金額が妥当かどうかを何かの形で判断できないか。 例えば、第3者機関に委託するなどしたらどうか。	特許なども絡んでいるので困難である。
契約規則第24条第1項第1号を適用していると思うが、このほかに、内規的なものを定めているわけではないのか。	内規等はない。 案件ごとに担当部署で判断して随契をしている。

審議 7 有明総合文化会館大ホール吸収冷温水機高温胴取替工事	
意見・質問	回 答
部品交換の工事だと思うが、2 回目の入札は 1 回目と比較して大幅に減額されている。部品交換のような設計でも設計変更が可能であるのか。	1 回目で不調に終わった関係で、交換部品を必要最小限に絞り込み設計変更した結果である。
業者見積と設計額に差があるのはなぜか。	見積をもとに設計を行ったところ、公共事業における諸経費が違っていた。
業者名に「不動産」がついているが、工事ができるのか。	工事で登録がされている。
登録業者の手続きは。	建設業許可を取られており、経営審査も受けられている。
落札業者は、メーカーとは別のようであるが、メンテナンスは他にもできるのではないか。	市内の業者に聞いたところ、このメーカーとの取引がなく、見積できないとのことであった。
市内に限らず他業者でできるところがあるのではないか。	全て調査しているわけではないが、他にもあるかもしれない。
その他	
意見・質問	回 答
不調の件数は増えているのか。	工事で、平成 27 年度が 8 件、平成 28 年度が 20 件で増えている。
不調の増加については研究すべきではないか。	原因について研究したい。
あわせて協議についても研究してはどうか。	研究したい。
《審議案件に関する委員会の所見》	
審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保について問題は認められず、適正に処理されていた。	